

---

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

# 令和7年度総会

---

日時：令和8年3月9日（月）

13：30開会

会場：ふれあいランド岩手  
「研修室」

## — 次第 —

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議長選出
- 4 報告
  - (1) 令和7年度事業進捗状況及び予算執行状況について
  - (2) 令和7年度収支予算の補正について
- 5 議事
  - 【議案第1号】  
第6次中期ビジョンの策定について
  - 【議案第2号】  
令和8年度事業計画について
  - 【議案第3号】  
令和8年度収支予算及び補正の委任について
- 6 調査研究委員会「障がい福祉サービス等事業所が抱える高齢化問題の今後に関する調査」中間報告
- 7 行政説明「令和8年度臨時報酬改定及び処遇改善について」
- 8 情報提供「新しい防災気象情報」
- 9 閉会



【報告 1】

---

令和 7 年度事業進捗状況及び予算執行状況について

---

令和 7 年度事業進捗状況及び予算執行状況について報告します。

令和 8 年 3 月 9 日

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会  
会 長 松田 賢雄



# 令和7年度岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会事業進捗状況

(令和8年2月3日現在)

## 1 岩手県社協 障がい者福祉協議会の理念

岩手県社協・障がい者福祉協議会は、会員施設・事業所の障がい福祉サービスの円滑な運営と提供を支援し、共に生きる豊かな福祉共生社会の実現を目指します。

## 2 第5次中期ビジョン（令和5年度～7年度）基本方針

子どもから学童、成人、老年期まで、障がい者のライフステージに沿った視点を持ち、活動の基本方針を次のとおりとする。

- ★ 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動
- ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援
- ★ 会員施設・事業所の職員の資質向上のための支援
- ★ 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

## 3 事業計画

### (1) 第6次中期ビジョン（令和8年度～10年度）の策定

正副会長会議にて案を検討し、幹事会にて正式決定した。

### (2) 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動

#### ① 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換会

期日：令和7年8月6日（水）

会場：北ホテル

内容：・物価、燃料費高騰への対応策

・福祉人材不足・人材確保（産業ごとの賃金格差是正）

・利用者の地域移行

・県への要望

・災害時の利用者の安全及び業務継続性の確保について（県提出テーマ）

#### ② 「障がい協 燃料価格・物価高騰等に係る緊急アンケート」の実施

調査実施期間：令和7年7月22日～8月8日

対象：障がい協会会員施設

回答方法：Google フォーム

回答数：75 事業所 / 217 事業所 回答率 34.6%

#### ③ 「利用者及び地域の福祉を守り抜くための岩手県への緊急要望」（経営協、高齢協、障がい協、保育協、児童館・放課後児童クラブ協、児童福祉施設協合同）

期日：令和7年9月3日（水）

会場：岩手県庁 保健福祉部部長室

#### ④ 調査研究委員会の開催

（第1回）

期日：令和7年6月4日（水）

会場：キャラホール・都南公民館

内容：令和7・8年度調査研究テーマ・内容等の検討

⑤ 県主催の各種会議、委員会を通じた要望、提言活動

<本会役員が就任している主な会議・委員会一覧>

No.	組織（会議）名	委員氏名
1	岩手県障がい者自立支援協議会（県障がい保健福祉課）	松田賢雄会長
2	就労支援部会	松田賢雄会長
3	療育部会	向井由祈 氏（県北）
4	岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会（県障がい保健福祉課）	向井由祈 氏（県北）
5	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（県障がい保健福祉課）	井上勝巳副会長（中央）
6	岩手県障害者施策推進協議会（県障がい保健福祉課）	野崎芳宏 氏（県北）
7	岩手県災害福祉広域支援推進機構（県地域福祉課）	松田賢雄会長
8	岩手県福祉サービス第三者評価基準等委員会（県地域福祉課）	樽林みず穂 氏（県南）
9	岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議（県地域福祉課）	下長根正則幹事（中央）
10	岩手県再犯防止推進連絡協議会（県地域福祉課）	松田賢雄会長
11	運営協議会（岩手県社会福祉事業団）	井上勝巳副会長（中央）
12	岩手県地域生活定着支援センター運営協議会（岩手県社会福祉事業団）	松田賢雄会長
13	岩手県地域生活定着支援専門部会	古舘友師幹事
14	岩手県福祉人材センター運営委員会（岩手県社会福祉協議会）	松田賢雄会長
15	共同募金運動研究委員会（岩手県共同募金会）	井上勝巳副会長（中央）
16	刑務所出所者等地域生活定着支援連絡協議会（盛岡保護観察所）	松田賢雄会長
17	岩手県高次脳機能障がい者支援普及事業連絡協議会（いわてリハビリテーションセンター）	松田賢雄会長
18	岩手県障がい者スポーツ大会実行委員会（岩手県障がい者スポーツ協会）	松田賢雄会長
19	岩手県感染症対策連携協議会／医療体制検討部会	松田賢雄会長
20	岩手県社会福祉協議会社会福祉事業職員共済事業運営委員会	井上勝巳副会長 村上和男幹事
21	岩手県障がい者文化芸術祭実行委員	松田賢雄会長
22	岩手県社会的養育推進検討会（県子ども子育て支援室）	高屋敷大助 氏（沿岸）

⑥ 全国社会就労センター協議会を通じた要望、提言活動

全国社会就労センター常任協議員：松田 賢雄 会長（社会就労部会長）

- ・第1回総会：令和7年5月23日（金）全社協
- ・第2回総会：令和8年2月27日（金）KFC ホール

⑦ 調査報告書送付による要望、提言活動

令和5・6年度調査研究報告書を作成し、県選出国會議員ほかに送付した。

(3) 令和8年度全国社会就労センター総合研究大会 岩手大会の準備

開催日、会場選定について全国社会就労センター協議会と打合せ（オンラインにて実施）をした。

(4) 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援

① 社会就労部会会員事業所製品販売会

ふれあいランド祭ふれあいマルシェコーナーへの出店

期日：令和7年9月7日（日）

会場：ふれあいランド岩手

出店事業所数：8事業所

売上総額：551,409円（参考）令和6年度 13事業所 877,871円

② 岩手県社会福祉協議会共同受注センター等との協働

岩手県障がい者スポーツ大会に係る出店支援

出店事業所数：10事業所

売上総額：488,260円（参考）令和6年度 8事業所 614,070円

(5) 会員施設・事業所の職員の資質向上のための支援

① 研修委員会の開催

期日：令和7年6月4日（水）

会場：キャラホール・都南公民館

内容：令和7年度研修事業について

② 虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催

期日：令和7年5月27日（火）

会場：盛岡市勤労福祉会館

内容：講義：「障がい者虐待の防止～利用者が安心・安全な環境で過ごすために～」

講師：岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会 菅野 充 氏

参加者：145名

③ 障がい者支援に関する研修会の開催

期日：令和7年10月28日（火）

会場：ふれあいランド岩手

内容：・講義：「強度行動障害の理解と支援について」

講師：社会福祉法人いきいき牧場 カラフル 管理者 山本 円 氏

・情報交換：「強度行動障害への支援について」

参加者：50名

④ 役職員研修会（職員の資質向上・育成及び人材確保に関する研修会）の開催

期日：令和7年9月12日（金）

会場：盛岡市中央卸売市場

内容：・行政説明「障害福祉サービス事業所等における感染症に係る業務継続計画について」

講師：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

主幹兼障がい福祉担当課長 高橋 伸也 氏

・講義「障がい者福祉施設における感染症対策について」

講師：岩手県県央保健所保健課

主査保健師 藤澤 康子 氏

主任保健師 山崎 美沙都 氏

参加者：58名

⑤ グループホーム世話人研修の開催（ブロックごと）

ア 中央ブロック

期日：令和7年11月11日（火）

会場：盛岡南ショッピングセンターNACS NACS ホール

内容：・講話「なぜ不適切な支援に陥るんだろう？」

講師：社会福祉法人若竹会 障がい児・者一体型施設

新たな郷わかたけ 施設長 高屋敷 大助 氏

・意見交換会「グループホームの仕事内容や利用者との関わり方で工夫していること」

参加者：110名

イ 県北ブロック

期日：令和7年10月17日（金）

会場：二戸地区合同庁舎 機能訓練室

内容：講義「自閉症・強度行動障害について」

講師：社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

障害者支援施設 てしろもりの丘 あおば 寮棟主任 小笠原 崇 氏

参加者：30名

ウ 沿岸ブロック

期日：令和7年9月19日（金）

会場：大槌町文化交流センター

内容：講義「GH運営について一番大事なこと」

講師：株式会社 flat（グループホーム Episode I・II）

代表取締役社長 平山 歩 氏

参加者：27名

⑥ 部会の開催

ア 社会就労部会

イ 障がい児・者支援部会

両部会とも幹事会及び正副会長と同時開催した。

(6) 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

① 各ブロック協議会活動助成（7月）

各ブロック基本額 50,000 円 + [ @4,000 円 × 会員数（令和7年1月1日現在の事業所数 216） ] を助成

助成額：1,114,000 円

送金日：令和7年7月30日（水）

② 社会福祉法人以外の民間会社が運営する障がい福祉サービス事業所への会員加入促進（ホームページを活用した発信）

<新規加入事業所>

ブロック	市町村	事業所名	法人名
両磐	一関市	ツバメ	社会福祉法人柏寿会
両磐	一関市	地域活動支援センター一関	社会福祉法人平成会
県北	二戸市	オンフィール	株式会社オンフィール
両磐	一関市	共同生活援助コスモス	社会福祉法人平成会
両磐	一関市	共同生活援助竹林ハウス	社会福祉法人平成会

- ③ 東北地区社会就労センター協議会、全国社会就労センター協議会への会員加入促進（会員施設現況調査時にチラシの送付、個別照会への随時対応）
- ④ 災害時総合支援協定に基づく連携機能強化と迅速な情報収集及び情報提供  
 ア カムチャツカ半島地震による津波警報・注意報発表地域への安否の照会  
 イ 北海道・東北東方沖地震での安否の照会

(7) 会務の運営

① 総会

期日：令和8年3月9日（月）

会場：ふれあいランド岩手

内容：・令和7年度事業の進捗状況及び予算執行状況について

・令和7年度収支予算の補正について

・令和8年度事業計画について

・令和8年度収支予算及び補正の委任について

② 幹事会

(第1回)

期日：令和7年4月9日（水）

会場：キャラホール・都南公民館

内容：・正副会長の互選について

・各部会委員の選任及び正副会長の互選について

・各委員会委員の選任及び正副会長の互選について

・関係団体の委員等の就任について

(第2回)

期日：令和7年6月4日（水）

会場：キャラホール・都南公民館

内容：・令和6年度事業報告及び収支決算について

・岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換会の項目について

(第3回)

期日：令和7年8月6日（水）

会場：北ホテル

内容：県との意見交換会の進め方について

(第4回)

期日：令和8年1月26日（月）

会場：ふれあいランド岩手

- 内容：・令和7年度事業進捗状況及び予算執行状況について  
 ・令和7年度予算補正について  
 ・第6次中期ビジョンの策定について  
 ・令和8年度事業計画及び当初予算について  
 ・総会提案事項について

③ 正副会長会議

(第1回)

期日：令和7年7月22日(火)

会場：ふれあいランド岩手

内容：岩手県と障がい協との意見交換テーマについて

(第2回)

期日：令和8年1月26日(月)

会場：ふれあいランド岩手

内容：障がい者福祉協議会第6次中期ビジョンの策定について

④ 会員施設現況調査の実施

令和7年4月に実施

⑤ 障がい協ホームページの更新、管理運営(随時)

⑥ その他

会員事業所数

ブロック	中央	県南	両磐	沿岸	県北	合計
会員数	60	55	28	46	30	219
社会就労部会	27	20	12	21	4	84

(8) 関連事業

- ① 岩手県社会福祉大会(令和7年11月14日/トーサイクラシックホール岩手)
- ② 全国社会就労センター常任協議員総会(令和7年5月23日/全社協、令和8年2月27日/KFCホール)
- ③ 令和7年度全国社会就労センター総合研究大会(令和7年7月17日~18日/大阪)
- ④ 令和7年度全国社会就労センター長研修会(令和8年2月26日~27日/KFCホール)
- ⑤ 令和7年度東北地区社会就労センター協議会
- ア 令和7年度総会  
 期日：令和7年6月24日(火)~25日(水)  
 会場：アスパム(青森市)
- イ 令和7年度職員研修会  
 期日：令和7年11月18日(火)~19日(水)  
 会場：エル・ソーラ仙台
- ウ 令和7年度協議会施設長連絡会議  
 期日：令和8年2月9日(月)~10日(火)

会場：ALVE（アルヴェ）（秋田市）

エ 役員会

（第1回）

期日：令和7年4月25日（金）

開催方法：オンライン

（第2回）

期日：令和7年5月28日（水）

開催方法：オンライン

（第3回）

期日：令和8年11月8日（火）

会場：エル・ソーラ仙台

（第4回）

期日：令和8年2月9日（月）

会場：ALVE（アルヴェ）

オ 監査

期日：令和7年6月13日（金）

開催方法：オンライン



# 予算執行状況表

令和07年12月31日 現在

1頁

サービス区分：障がい者福祉協議会

(単位：円)

科 目	現在予算	累計実績	差引残	執行率(%)
事業活動による収支				
会費収入	( 7,333,000 )	( 7,358,000 )	(△ 25,000)	( 100.34 )
第2種会員会費収入	( 7,333,000 )	( 7,358,000 )	(△ 25,000)	( 100.34 )
障がい者福祉協議会	7,333,000	7,358,000	△ 25,000	100.34
寄附金収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
寄附金収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
寄附金収入	1,000	0	1,000	
経常経費補助金収入	( 200,000 )	( 0 )	( 200,000 )	( )
全社協補助金収入	( 200,000 )	( 0 )	( 200,000 )	( )
全社協補助金収入	200,000	0	200,000	
事業収入	( 2,000 )	( 0 )	( 2,000 )	( )
参加費収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
参加費収入	1,000	0	1,000	
手数料収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
手数料収入	1,000	0	1,000	
負担金収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
負担金収入	( 1,000 )	( 0 )	( 1,000 )	( )
その他の負担金収入	1,000	0	1,000	
その他の収入	( 81,000 )	( 0 )	( 81,000 )	( )
雑収入	( 81,000 )	( 0 )	( 81,000 )	( )
雑収入	81,000	0	81,000	
事業活動収入計(1)	( 7,618,000 )	( 7,358,000 )	( 260,000 )	( 96.59 )
人件費支出	( 3,845,000 )	( 1,922,490 )	( 1,922,510 )	( 50.00 )
職員給料支出	( 3,322,000 )	( 1,660,992 )	( 1,661,008 )	( 50.00 )
職員俸給支出	2,696,000	1,347,996	1,348,004	50.00
職員諸手当支出	626,000	312,996	313,004	50.00
法定福利費支出	( 523,000 )	( 261,498 )	( 261,502 )	( 50.00 )
法定福利費支出	523,000	261,498	261,502	50.00
事業費支出	( 2,948,000 )	( 1,525,050 )	( 1,422,950 )	( 51.73 )
諸謝金支出	( 250,000 )	( 34,400 )	( 215,600 )	( 13.76 )
諸謝金支出	250,000	34,400	215,600	13.76
旅費交通費支出	( 800,000 )	( 434,731 )	( 365,269 )	( 54.34 )
役職員旅費支出	50,000	189,104	△ 139,104	378.21
委員等旅費支出	750,000	245,627	504,373	32.75
消耗品費支出	( 50,000 )	( 18,748 )	( 31,252 )	( 37.50 )
消耗品費支出	50,000	18,748	31,252	37.50
印刷製本費支出	( 200,000 )	( 160,745 )	( 39,255 )	( 80.37 )
印刷製本費支出	200,000	160,745	39,255	80.37
水道光熱費支出	( 40,000 )	( 9,131 )	( 30,869 )	( 22.83 )
水道光熱費支出	40,000	9,131	30,869	22.83
燃料費支出	( 40,000 )	( 577 )	( 39,423 )	( 1.44 )
車輛燃料費支出	40,000	577	39,423	1.44
通信運搬費支出	( 340,000 )	( 219,968 )	( 120,032 )	( 64.70 )
通信運搬費支出	340,000	219,968	120,032	64.70
会議費支出	( 130,000 )	( 79,099 )	( 50,901 )	( 60.85 )
会議費支出	130,000	79,099	50,901	60.85
業務委託費支出	( 94,000 )	( 77,241 )	( 16,759 )	( 82.17 )
業務委託費支出	94,000	77,241	16,759	82.17
手数料支出	( 60,000 )	( 29,700 )	( 30,300 )	( 49.50 )
手数料支出	60,000	29,700	30,300	49.50

サービス区分：障がい者福祉協議会

(単位：円)

科 目	現在予算	累計実績	差引残	執行率(%)
保険料支出	( 180,000)	( 172,670)	( 7,330)	( 95.93)
保険料支出	180,000	172,670	7,330	95.93
賃借料支出	( 654,000)	( 236,540)	( 417,460)	( 36.17)
賃借料支出	654,000	236,540	417,460	36.17
租税公課支出	( 10,000)	( 0)	( 10,000)	( )
租税公課支出	10,000	0	10,000	
資料・図書費支出	( 10,000)	( 0)	( 10,000)	( )
資料・図書費支出	10,000	0	10,000	
雑支出	( 90,000)	( 51,500)	( 38,500)	( 57.22)
雑支出	90,000	51,500	38,500	57.22
事務費支出	( 1,150,000)	( 358,263)	( 791,737)	( 31.15)
旅費交通費支出	( 850,000)	( 334,608)	( 515,392)	( 39.37)
旅費交通費支出	850,000	334,608	515,392	39.37
印刷製本費支出	( 30,000)	( 0)	( 30,000)	( )
印刷製本費支出	30,000	0	30,000	
会議費支出	( 30,000)	( 3,975)	( 26,025)	( 13.25)
会議費支出	30,000	3,975	26,025	13.25
賃借料支出	( 220,000)	( 19,680)	( 200,320)	( 8.95)
賃借料支出	220,000	19,680	200,320	8.95
渉外費支出	( 20,000)	( 0)	( 20,000)	( )
渉外費支出	20,000	0	20,000	
助成金支出	( 1,104,000)	( 1,114,000)	(△ 10,000)	( 100.91)
助成金支出	( 1,104,000)	( 1,114,000)	(△ 10,000)	( 100.91)
ブロック活動助成金支出	1,102,000	1,114,000	△ 12,000	101.09
災害見舞金給付金支出	1,000	0	1,000	
その他の助成金支出	1,000	0	1,000	
負担金支出	( 100,000)	( 100,000)	( 0)	( 100.00)
負担金支出	( 100,000)	( 100,000)	( 0)	( 100.00)
その他の負担金支出	100,000	100,000	0	100.00
事業活動支出計(2)	( 9,147,000)	( 5,019,803)	( 4,127,197)	( 54.88)
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	(△ 1,529,000)	( 2,338,197)	(△ 3,867,197)	(△ 152.92)
施設整備等による収支				
施設整備等収入計(4)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
施設整備等支出計(5)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
その他の活動による収支				
積立資産取崩収入	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
特別積立資産取崩収入	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
特別積立資産取崩収入	1,000,000	0	1,000,000	
その他の活動収入計(7)	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
積立資産支出	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
特別積立資産支出	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
特別積立資産支出	1,000,000	0	1,000,000	
その他の活動支出計(8)	( 1,000,000)	( 0)	( 1,000,000)	( )
その他の活動収支差額(9)=(7)-(8)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
予備費支出(10)	( 50,000)	( 0)	( 50,000)	( )
予備費	( 50,000)	( 0)	( 50,000)	( )
予備費	50,000	0	50,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	(△ 1,579,000)	( 2,338,197)	(△ 3,917,197)	(△ 148.08)
前期末支払資金残高(12)	( 4,435,000)	( 7,082,109)	(△ 2,647,109)	( 159.69)
前期末支払資金残高	( 4,435,000)	( 7,082,109)	(△ 2,647,109)	( 159.69)
前期末支払資金残高	4,435,000	7,082,109	△ 2,647,109	159.69

サービス区分：障がい者福祉協議会

(単位：円)

科 目	現在予算	累計実績	差引残	執行率(%)
当期末支払資金残高(11)+(12)	( 2,856,000)	( 9,420,306)	(△ 6,564,306)	( 329.84)



## 【報告 2】

---

### 令和 7 年度収支予算の補正について

---

令和 6 年度総会において、令和 7 年度収支予算補正は、幹事会に委任されました。令和 7 年度第 4 回幹事会（令和 8 年 1 月 26 日開催）において、別紙のとおり補正を行いましたので、報告します。

令和 8 年 3 月 9 日提出

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会  
会 長 松田 賢雄

#### <補足説明>

岩手県社会福祉協議会では、収支予算の補正について、『収入』が大幅な増額となった場合』及び『支出』が、科目間の流用で対応できない場合』のみ行うこととしている。今年度は、上記のような状況がないため、令和 6 年度収支決算による前期末支払資金残高に確定に伴い、積立資産支出を補正した。



サービス区分 資金収支補正予算書

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

サービス区分名：障がい者福祉協議会

(単位：千円)

科 目	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
<b>事業活動による収支</b>			
<b>収入</b>			
会費収入	7,333	0	7,333
第2種会員会費収入	7,333	0	7,333
障がい者福祉協議会	7,333	0	7,333
寄附金収入	1	0	1
寄附金収入	1	0	1
経常経費補助金収入	200	0	200
全社協補助金収入	200	0	200
事業収入	2	0	2
参加費収入	1	0	1
手数料収入	1	0	1
負担金収入	1	0	1
負担金収入	1	0	1
その他の負担金収入	1	0	1
その他の収入	81	0	81
雑収入	81	0	81
事業活動収入計(1)	7,618	0	7,618
<b>支出</b>			
人件費支出	3,845	0	3,845
職員給料支出	3,322	0	3,322
職員俸給支出	2,696	0	2,696
職員諸手当支出	626	0	626
法定福利費支出	523	0	523
事業費支出	2,948	0	2,948
諸謝金支出	250	0	250
旅費交通費支出	800	0	800
役職員旅費支出	50	0	50
委員等旅費支出	750	0	750
消耗品費支出	50	0	50
印刷製本費支出	200	0	200
水道光熱費支出	40	0	40
燃料費支出	40	0	40
車輛燃料費支出	40	0	40
通信運搬費支出	340	0	340
会議費支出	130	0	130
業務委託費支出	94	0	94
手数料支出	60	0	60
保険料支出	180	0	180
賃借料支出	654	0	654
租税公課支出	10	0	10
資料・図書費支出	10	0	10
雑支出	90	0	90
事務費支出	1,150	0	1,150
旅費交通費支出	850	0	850
印刷製本費支出	30	0	30

サービス区分名：障がい者福祉協議会

(単位：千円)

科 目	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
会議費支出	30	0	30
賃借料支出	220	0	220
渉外費支出	20	0	20
助成金支出	1,104	0	1,104
助成金支出	1,104	0	1,104
ブロック活動助成金支出	1,102	0	1,102
災害見舞金給付金支出	1	0	1
その他の助成金支出	1	0	1
負担金支出	100	0	100
負担金支出	100	0	100
その他の負担金支出	100	0	100
事業活動支出計(2)	9,147	0	9,147
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 1,529	0	△ 1,529
施設整備等による収支			
収入			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
支出			
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支			
収入			
積立資産取崩収入	1,000	0	1,000
特別積立資産取崩収入	1,000	0	1,000
その他の活動収入計(7)	1,000	0	1,000
支出			
積立資産支出	1,000	2,647	3,647
特別積立資産支出	1,000	2,647	3,647
その他の活動支出計(8)	1,000	2,647	3,647
その他の活動収支差額(9)=(7)-(8)	0	△ 2,647	△ 2,647
予備費支出(10)	50	0	50
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 1,579	△ 2,647	△ 4,226
前期末支払資金残高(12)	4,435	2,647	7,082
当期末支払資金残高(11)+(12)	2,856	0	2,856

【議案第1号】

---

第6次中期ビジョンの策定について

---

〔提出理由〕

第5次中期ビジョンが令和7年度で終了になり、新たなビジョンを定めるため、議決を求めます。

令和8年3月9日提出

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会  
会 長 松田 賢雄



## 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 第6次中期ビジョン（案）

### 岩手県社協 障がい者福祉協議会の理念

岩手県社協・障がい者福祉協議会は、会員施設・事業所等の健全な事業運営及び円滑な障がい福祉サービス提供を支援することで、障がい者も健常者も共に支え合い、安心してその人らしい生活ができる豊かな地域共生社会の実現を目指します。

### 岩手県社協 障がい者福祉協議会の基本方針

障がい者の幼少期から老年期までの全てのライフステージに沿った視点を持ち、活動の基本指針を次のとおりとします。

- ★ 福祉現場からの国や県への要望・提言活動
- ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援
- ★ 会員施設・事業所等の職員の資質向上のための支援
- ★ 会員施設・事業所等の連携・協力・情報交換等のための支援
- ★ 人材確保・定着のための支援

### 実施期間

令和8年度～令和10年度

### 現状課題を踏まえた具体的活動の取組

#### ★ 福祉現場からの国や県への要望・提言活動

##### 【現状課題】

我が国の障害福祉施策においては、「地域移行」「一般就労」「自立」を念頭に地域共生社会への促進を目途として、「障害福祉サービス等報酬改定」「障害福祉計画・障害児福祉計画」その他、種々の施策が実施され、我々福祉事業者は、その変遷に沿った体制のもと、その事業展開を行っている。

しかし、国が提示する施策は、必ずしも現場の実情や地域の状況を踏まえたものではない場合もあることから、現場の実情、地域の状況を明確にし、国や県に対し事業者としての要望・提言等を示していく必要がある。

地域の状況とは、そこに暮らす障がい者のニーズであり、我々障がい福祉事業者は、その代弁者として、要望・提言活動を継続していく必要がある。

##### 【取組】

本会の活動や調査・研究事業等の実施により明確となった会員施設・事業所・その地域が抱える課題・問題点等について、国や県に対し、要望・提言活動を実施していく。また、必要に応じ、各種アンケート調査等を実施し、その現状課題の把握に努め、早急な対応を図る。

- ・ 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換

- ・ 県主催の各種会議、委員会を通じた要望・提言活動
- ・ 全国社会就労センター協議会を通じた要望・提言活動
- ・ 調査研究委員会での調査結果に基づいた要望・提言活動
- ・ 各種制度・施策に対する意見表明（報酬改定・障害福祉計画等）
- ・ 緊急の事態に対する要望活動（各種感染症・社会情勢の変化・施設、事業所等の運営にかかわる要望等）
- ・ その他、会員施設、事業所等からの要望・意見への対応等

★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援

【現状課題】

現行の障がい福祉の流れは、法定雇用率に代表される一般就労、地域生活支援拠点を中心とした地域での生活、就労選択支援、就労継続支援事業所による一般就労への促進、重度障害者のGHでの生活等、社会参加、地域生活が促進されつつある。しかし、当該地域においては、その地域性と資源において、必ずしも事業促進がなされているわけではない。まずはそのような現状を把握した上で、今、当該地域において必要なこと、また、本会がなせることを整理する必要がある。

そのような考えに立った時、今できることとして、福祉の作業現場で働く障がい者の工賃を少しでも増やし、自立に向けた支援が必要であると考えます。また、その場合、障がい者就労は、単に工賃だけでなく、重度であっても働く意思をもち、それにより生きがいや喜びを感じたりできることも重要である。誰一人取り残されることなく、すべての障がい者がその人らしく安心して働くことができ、社会の中でその一員として暮らしていけるよう支援していく必要がある。

また、市町村では「地域生活支援拠点整備事業」を進めており、本会でも当該事業に協力していくことが必要である。

【取組】

物価高騰（生活費増）への対応や人手不足による労働力確保を主な要因として最低賃金は大幅な引き上げが続いている。工賃を上げるには、当然、その事業における収益性を上げなければならない。しかし、物価高騰に伴う原材料費の高騰により、その分を価格に転嫁するのか、それとも収益率を下げて販売するのか、どちらにしても難しい選択を迫られている。なお、当然のごとく一般企業と肩を並べその商品クオリティで勝負しなければならない。そのような現状を踏まえ、施設商品のクオリティ、販売形態、販路の拡大、販売機会の拡充等のあり方を検討していく。

また、地域で暮らす障がい者が不利益を被ることがないように関係機関と協力をしていく。

★ 会員施設・事業所等の職員の資質向上のための支援

【現状課題】

障がい福祉の現場では、課題が山積している。障がい者の重度化・高齢化、多様なニーズへの対応、慢性的人材の不足、物価高騰、人件費の増大等による事業推進の困難性、感染症予防、虐待防止の推進、多様な施策への対応等、サービス量と事務量に人員が追いつ

かない状態にある。しかし、そのサービス提供の継続と質の担保は絶対条件である。これらは、一法人、一事業所の努力では限界があり、これは、単に事業者だけの問題にとどまらず将来的な福祉の根幹に関わる内容であることから行政も交えて今後考えていかなければならない事柄である。

#### 【取組】

現状課題に即した各種研修会を開催することで、会員施設・事業所等の職員資質の向上に資するとともに、根本的問題の明確化を図る。

- ・ 虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催
- ・ 精神障がい者支援に関する研修会の開催
- ・ 職員の資質向上に関する研修会の開催
- ・ GH 世話人研修会の開催（ブロックごと）
- ・ 新しい制度やサービスに関する研修会の開催
- ・ 専門職（看護師・栄養士等）を対象とした研修会の開催
- ・ その他必要となる研修会の開催

#### ★ 会員施設・事業所等の連携・協力・情報交換等のための支援

##### 【現状課題】

現状のような物価高騰、人件費の高騰、自然災害、その他予期せぬ非常事態等は、今後、ますます増えていくことが想定される。そのような社会情勢の中でも障がい者支援は継続していかなければならない。そんな時だからこそなおさらに施設間の協力や有効情報の共有はある意味で大きな武器となる。また、事業者団体が一つになり、何がしかの要望・提言活動を行う際には、より多くの会員がいる団体の方が、それだけ多くの声と判断され強い発言力・発信力をもつこととなることから、現在、減少傾向にある会員数を少しでも増やす努力を継続していかなければならない。

##### 【取組】

- ・ 課題意識と明確な意図に基づいた研修・情報の交換の場の創設
- ・ 会員数減少への対応策の検討
- ・ 自然災害発生時における迅速な対応のための事務局機能の強化
- ・ 種々の情報収集及び提供

#### ★ 人材確保・定着のための支援

##### 【現状課題】

少子化、高齢化、人口減少、他の産業との賃金格差等、種々の要因により慢性的人材不足の状況は、これからますます悪化の一途を辿ることが懸念される。しかもこの状況は社会構造に由来するものであり、施設・事業所等の頑張りだけでは限界がある。しかしながら、当該事業はその業務の特性上、人員の配置基準が厳しく定められ、かつ、その継続性が求められる。ゆえに、行政は行政として、また、我々事業者は事業者として、少しでもでき得ることは実践していかなければならない。具体的措置として、外国人雇用、採用形

態の検討、再雇用職員のあり方等、実効性のある方法論を検討する必要がある。

**【取組】**

- ・ 人材確保に関する研修会の開催
- ・ 外国人雇用に関する研修会の開催
- ・ 人材確保のための雇用形態に関する研修会の開催
- ・ 再雇用職員の処遇改善に関する研修会の開催

【議案第 2 号】

---

令和 8 年度事業計画について

---

〔提出理由〕

令和 8 年度事業計画（案）について、運営細則第 10 条第 2 項に基づき議決を求めます。

令和 8 年 3 月 9 日提出

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会  
会 長 松田 賢雄



## 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 令和8年度事業計画（案）

### 1 岩手県社協 障がい者福祉協議会の理念

岩手県社協・障がい者福祉協議会は、会員施設・事業所等の健全な事業運営及び円滑な障がい福祉サービス提供を支援することで、障がい者も健常者も共に支え合い、安心してその人らしい生活ができる豊かな地域共生社会の実現を目指します。

### 2 第6次中期ビジョン（令和8年度～10年度）基本方針

障がい者の幼少期から老年期までの全てのライフステージに沿った視点をもち、活動の基本指針を次のとおりとします。

- ★ 福祉現場からの国や県への要望・提言活動
- ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援
- ★ 会員施設・事業所等の職員の資質向上のための支援
- ★ 会員施設・事業所等の連携・協力・情報交換等のための支援
- ★ 人材確保・定着のための支援

### 3 障がい福祉を取り巻く状況

障害福祉の現場で働く人材不足は引き続き深刻な状況にあり、人材確保と処遇改善が喫緊の課題となっています。人材流出を防止するため、国の令和7年度補正予算には臨時の報酬改定が盛り込まれました。

また、物価高騰は継続しており、光熱水費、食費などあらゆる値上げも事業所運営を圧迫しています。

本会においては、新たに策定した第6次中期ビジョン（令和8年度～10年度）に基づき、本会の理念及び基本方針に沿い、障がい者にとって最も身近な支援者である我々福祉サービス事業者が、障がい福祉施策の動向を注視し、国や県への要望・提言活動を継続し、会員間及び高齢分野や児童分野等を含めた幅広い関係機関と連携を図りながら、次の計画により事業推進に取り組みます。

### 4 事業計画

#### (1) 福祉現場からの国や県への要望・提言活動

- ① 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換会（8月）
- ② 県主催の各種会議、委員会を通じた要望、提言活動（随時）
- ③ 全国社会就労センター協議会を通じた要望、提言活動（随時）
- ④ 調査研究委員会での調査報告書による要望、提言活動（委員会の開催 6月、8月、12月）
- ⑤ 県社協種別協議会合同の要望、提言活動（9月）
- ⑥ 各種制度及び緊急の事態に対する要望活動（随時）

#### (2) 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援

- ① 社会就労部会の開催（随時）  
販売機会、障がい者の交流会の開催支援等について検討

- ② 社会就労部会会員事業所製品販売会（9月）  
ふれあいランド祭ふれあいマルシェコーナーへの出店
- ③ 岩手県社会福祉協議会共同受注センター等との協働（随時）
- ④ 令和8年度全国社会就労センター総合研究大会 岩手大会（9月3日～4日）への出店

**(3) 会員施設・事業所等の職員の資質向上のための支援**

- ① 研修委員会の開催（5月、8月、10月）
- ② 虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催（5月）
- ③ 障がい者支援に関する研修会の開催（11月）
- ④ 役職員研修会の開催（9月）
- ⑤ グループホーム世話人研修の開催（ブロックごと）  
ブロック単位での開催とし、開催場所等を幹事会や研修委員会で検討
- ⑥ 課題対応研修会（新しい制度や必要に応じた研修会）の開催（随時）
- ⑦ 部会の開催
  - ア 社会就労部会
  - イ 障がい児・者支援部会

**(4) 会員施設・事業所等の連携・協力・情報交換等のための支援**

- ① 各ブロック協議会活動助成（6月）  
各ブロック基本額 50,000 円＋〔@4,000 円×会員数（令和8年1月1日現在の事業所数 219）〕を助成
- ② 社会福祉法人以外の民間会社が運営する障がい福祉サービス事業所への会員加入促進（ホームページを活用した発信）
- ③ 東北地区社会就労センター協議会、全国社会就労センター協議会への会員加入促進
- ④ 災害時総合支援協定に基づく連携機能強化と迅速な情報収集及び情報提供（随時）

**(5) 人材確保・定着のための支援**

役職員研修会の開催（9月）※再掲

**(6) 会務の運営**

- ① 総会（3月）
- ② 幹事会（5月、8月、11月、1月）
- ③ 正副会長会議（随時）
- ④ 会員施設現況調査の実施（4月）
- ⑤ 障がい協ホームページの更新、管理運営（随時）

**(7) 令和8年度全国社会就労センター総合研究大会 岩手大会（9月3日～4日）の開催、運営協力**

(8) 関連事業

- ① 岩手県社会福祉大会（11月9日／トーサイクラシックホール岩手）
- ② 全国社会就労センター常任協議員総会（5月、2月）
- ③ 令和8年度全国社会就労センター総合研究大会 岩手大会（9月）
- ④ 令和8年度全国社会就労センター長研修会（2月）
- ⑤ 令和8年度東北地区社会就労センター協議会総会（6月）
- ⑥ 令和8年度東北地区社会就労センター協議会職員研修会（11月）
- ⑦ 令和8年度東北地区社会就労センター協議会施設長連絡会議（9月）
- ⑧ 県社協種別協議会会長連絡会議（仮称）（4月）※新規



【議案第3号】

---

令和8年度収支予算及び補正の委任について

---

〔提出理由〕

令和8年度収支予算（案）について、運営細則第10条第2項に基づき議決を求めます。

また、運営細則第10条第8項に基づき、予算補正を幹事会に委任することについて、議決を求めます。

令和8年3月9日提出

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会  
会 長 松田 賢雄



## サービス区分 資金収支予算書

(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

サービス区分名：障がい者福祉協議会

(単位：千円)

勘定科目	当年度 当初予算額	前年度 当初予算額	増減
<b>事業活動による収支</b>			
<b>収入</b>			
会費収入	7,358	7,333	25
第2種会員会費収入	7,358	7,333	25
障がい者福祉協議会	7,358	7,333	25
寄附金収入	1	1	0
寄附金収入	1	1	0
経常経費補助金収入	200	200	0
全社協補助金収入	200	200	0
事業収入	2	2	0
参加費収入	1	1	0
手数料収入	1	1	0
負担金収入	1	1	0
負担金収入	1	1	0
その他の負担金収入	1	1	0
その他の収入	81	81	0
雑収入	81	81	0
事業活動収入計(1)	7,643	7,618	25
<b>支出</b>			
人件費支出	4,192	3,845	347
職員給料支出	3,610	3,322	288
職員俸給支出	2,840	2,696	144
職員諸手当支出	770	626	144
法定福利費支出	582	523	59
事業費支出	3,302	2,948	354
諸謝金支出	250	250	0
旅費交通費支出	950	800	150
役職員旅費支出	50	50	0
委員等旅費支出	900	750	150
消耗品費支出	50	50	0
印刷製本費支出	360	200	160
水道光熱費支出	32	40 △	8
燃料費支出	12	40 △	28
車輛燃料費支出	12	40 △	28
通信運搬費支出	420	340	80
会議費支出	130	130	0
業務委託費支出	94	94	0
手数料支出	60	60	0
保険料支出	180	180	0
賃借料支出	654	654	0
租税公課支出	10	10	0
資料・図書費支出	10	10	0
雑支出	90	90	0
事務費支出	1,150	1,150	0
旅費交通費支出	850	850	0
印刷製本費支出	30	30	0

勘定科目	当年度 当初予算額	前年度 当初予算額	増減
会議費支出	30	30	0
賃借料支出	220	220	0
渉外費支出	20	20	0
助成金支出	1,128	1,104	24
助成金支出	1,128	1,104	24
ブロック活動助成金支出	1,126	1,102	24
災害見舞金給付金支出	1	1	0
その他の助成金支出	1	1	0
負担金支出	1	100	△ 99
負担金支出	1	100	△ 99
その他の負担金支出	1	100	△ 99
事業活動支出計(2)	9,773	9,147	626
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 2,130	△ 1,529	△ 601
施設整備等による収支			
収入			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
支出			
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支			
収入			
積立資産取崩収入	1,000	1,000	0
特別積立資産取崩収入	1,000	1,000	0
その他の活動収入計(7)	1,000	1,000	0
支出			
積立資産支出	1,000	1,000	0
特別積立資産支出	1,000	1,000	0
その他の活動支出計(8)	1,000	1,000	0
その他の活動収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
予備費支出(10)	50	50	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 2,180	△ 1,579	△ 601
前期末支払資金残高(12)	2,856	4,435	△ 1,579
当期末支払資金残高(11)+(12)	676	2,856	△ 2,180

## 令和7年度障がい者福祉協議会 補正予算

## 【方針】

原則として収入額の増額に伴い支出額も増額となり予算流用で対応できない場合及び現予算と支出内容が大幅に変更となる場合のみ予算補正の対象とする。

## 【内容】

- 1 前期末支払資金残高の確定に伴う補正とした。増額分は特別積立資産へ全額を積み立てることとする。(予算流用が可能となるため)
- 2 支出科目の増減は科目間流用で対応する。

## 令和8年度障がい者福祉協議会 収支予算(案)

## 【方針】

- 1 令和7年度実績及び予算をベースに積算した。
- 2 全国社会就労センター総合研究大会開催に伴う係員旅費を積算した。

## 【収入】

- 1 会費収入 会員事業所数 219 (令和7年度実績) にて積算
- 2 経常経費補助金収入 全社協補助金収入 全国セルフ協からの助成金
- 3 その他収入 雑収入 災害協定に基づく職員派遣に係る損害保険料 (知福協負担分受け入れ)

## 【支出】

- 1 人件費支出 嘱託職員1名を積算。給与の改定に伴う積算とした。
- 2 事業費支出 各科目とも令和7年度実績に近い額で積算した。  
委員等旅費支出に全国大会係員旅費を積算した。  
物価高騰のため、事務経費が上昇している。令和7年度実績見込みに近い額で積算した。
- 3 事務費支出 各科目とも令和7年度実績に近い額で積算した。
- 4 助成金支出 ブロック協議会への助成ほか。
- 5 負担金支出 令和7年度は県社協の経営協・高齢協との協賛で実施する「ノーマリゼーションシンポジウム」負担金として積算していたが、令和8年度は実施がないための減額。

## 【その他の活動による収支】

- 1 特別積立資産取崩収入 運転資金のための取り崩し
- 2 特別積立資産取崩支出 運転資金の積み戻し



---

調査研究委員会「障がい福祉サービス等事業所が抱える高齢化課題の今後に関する調査」中間報告

---



---

行政説明「令和8年度臨時報酬改定及び処遇改善について」

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 総括課長 佐々木 浩一氏

---



---

情報提供「新しい防災気象情報」  
盛岡地方気象台

---



社会福祉法人岩手県社会福祉協議会  
障がい者福祉協議会  
各種規程集

- 1 障がい協運営細則
- 2 ブロック協議会組織及び幹事定数等に関する規程
- 3 ブロック協議会活動費配分要領
- 4 災害支援基金運営要綱
- 5 災害時相互支援協定に基づく職員派遣に係る経費支給基準
- 6 災害時備蓄品購入計画
- 7 岩手県社会福祉協議会組織機構図
- 8 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会第5次中期ビジョン



## 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会運営細則

(沿革) 平成11年11月12日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会部会及び協議会並びに委員会規程第5条第2項の規定に基づき、岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 この協議会は、岩手県社会福祉協議会の会員である障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設、指定障害者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び旧法施設等に関する経過措置に該当する施設等をもって構成する。

### (事業)

第3条 この協議会は、障がい福祉サービス事業の円滑な運営と障がい者福祉の増進を図ることを目的に、次の事業を行う。

- (1) 施設の振興に関すること。
- (2) 施設相互及び業態別相互の連絡調整に関すること。
- (3) 社会就労事業の共同受注及び販売の研究に関すること。
- (4) 職員の研究・研修に関すること。
- (5) 障がい者の福祉啓蒙普及に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事業。

### (役員の定数及び選任方法)

第4条 この協議会に次に役員をおく。

会長	1名
副会長	4名
幹事	別に定める定数

- 2 会長及び副会長は、幹事の互選とする。
- 3 幹事は、第14条に規定するブロック協議会からの推薦された者を充てるものとし、幹事の定数及び選出区分については、別に定める。
- 4 全国及び東北ブロック組織の協議員等、又は岩手県、関係団体の委員等には会長を推薦するものとする。これにより難しい場合は、会長が指名する役員を推薦する。

### (役員の任期)

- 第5条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は後任者が選出されるまでは、その任にあたる。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、この協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 幹事は、幹事会を組織し、主要事項を協議し、会務を執行する。

(顧問)

第7条 本協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この協議会の業務について、会長の諮問に応え、または意見を具申するものとする。
- 4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(会長の専決事項)

第8条 会長は第6条第2項に規定する職務を行うほか、総会に付議すべき事案に相当する事案で、急を要するため、総会、幹事会に付議すべき暇がない場合に当該事案を専決することができる。

- 2 会長は、前項の専決処理をしたときは、その後に招集される直近の総会に報告するものとする。

(運営機関)

第9条 本協議会に、次の運営機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会
- (4) 委員会
- (5) ブロック協議会

(総会)

第10条 総会は年1回原則3月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

- 2 総会は次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 運営細則の改廃に関する事項
  - (3) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、会員総数の過半数の出席により成立する。

- 5 総会の議長は、その都度出席会員の互選により定める。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会員は、やむを得ない理由により出席できないときは、他の会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、この場合委任状をもって行わなければならない。
- 8 事業の円滑な推進のために必要な事項は、あらかじめ総会の承認を得て幹事会に委任することができる。

#### (幹事会)

- 第11条 幹事会は会長が招集し、自ら議長となる。
- 2 幹事会は次の事項を協議する。
    - (1) 事業の執行に関する事項
    - (2) 事業報告及び決算に関する事項
    - (3) 総会に付議すべき事項
    - (4) その他会長が必要と認める事項
  - 3 幹事会は、幹事の過半数の出席で成立する。
  - 4 幹事会の協議は、出席した幹事の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (部会)

- 第12条 この協議会の業務を円滑に行うために次の部会を置く。
- (1) 社会就労部会（通称「岩手県社会就労センター協議会」とする。）
  - (2) 障がい児・者生活支援部会
- 2 会員は部会を構成し、幹事は部会の活動を推進する。
  - 3 各部会に幹事の互選により部会長1名、副部会長1名を置く。

#### (委員会)

- 第13条 この協議会の業務を円滑に行うために次の委員会を置く。
- (1) 調査研究委員会  
制度・政策等に関わる調査研究事業を担当する。
  - (2) 研修委員会  
研修事業の企画運営を担当する。
- 2 幹事はいずれかの委員会に所属する。
  - 3 委員会の委員は、施設長又は実務者、学識経験者の中から幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
  - 4 各委員会に幹事の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

#### (ブロック協議会)

第14条 この協議会に、下部組織として地域単位のブロック協議会を置く。

2 ブロック協議会については別に定める。

(補則)

第15条 この運営細則に定めるほか、必要な事項は岩手県社会福祉協議会の定款、諸規程に基づいて処理する。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 運営細則第8条第1項の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は平成14年3月31日までとする。

附 則

1 この細則は、平成14年9月5日から施行する。

2 平成14年3月20日に設立された岩手県社会就労センター協議会は、本運営細則により設置されたものとみなす。

附 則

1 この運営細則は、平成19年3月15日から施行する。

2 この運営細則の施行日の前日に役員であった者及び岩手県社会就労センター協議会役員であった者は、この運営細則により選任された役員とみなし、その任期は第5条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

3 この運営細則の施行日の前日に岩手県社会就労センター協議会会長であった者は、この運営細則により選任された副会長とみなす。

4 この運営細則の施行日の前日に岩手県社会就労センター協議会会長及び副会長であった者は、この運営細則により選任された社会就労部会の部会長及び副部会長とみなす。

附 則

1 この運営細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この運営細則の施行日の前日に社会就労部会長及び副部会長であった者は、第12条の規定に関わらずこの運営細則により選任された社会就労部会長及び副部会長とみなし、その任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この運営細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会のブロック協議会組織及び幹事定数等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会運営細則第4条第3項及び第14条に規定する幹事定数及びブロック協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (幹事の推薦区分)

第2条 幹事の推薦区分は、次の各号のとおりとする。

(1) ブロック協議会枠

1ブロックあたり3名

(2) 会員比例枠

ア ブロック協議会の会員数が20を超えるときは推薦数を1名追加する。

イ 会員数を把握する基準日は、前年度の1月1日とする。

(3) 会長選任ブロック追加枠

会長が選任されたブロック協議会には推薦数を1名追加する。

(4) 施設種別追加枠

ブロック協議会推薦区分に基づいて(1)及び(2)により幹事が推薦された後、幹事の施設種別の構成に著しい偏りがある時は、幹事会の協議を経て、ブロック協議会に追加推薦を依頼することができる。

### (ブロック協議会)

第3条 ブロック協議会の名称及び構成する市町村の範囲は次のとおりとする。

名称	構成する市町村の範囲
中央ブロック	盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢市、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町
県南ブロック	花巻市、北上市、奥州市、遠野市、西和賀町、金ヶ崎町
両磐ブロック	一関市、平泉町
沿岸ブロック	宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北ブロック	二戸市、久慈市、一戸町、九戸村、軽米町、洋野町、野田村、普代村

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年9月6日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成19年3月15日から施行する。

2 第2条及び第3条の規定は平成20年4月1日から適用するものとし、適用日に至るまでの取り扱いは、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



# 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会 ブロック協議会活動費配分要領

## 1 目的

この要領は、岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会運営細則第3条に定める事業を効果的に実施するにあたり、ブロック協議会活動に対する予算配分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 ブロック活動の内容と活動費の使途

この予算を支出するブロック活動の内容は、障がい者福祉協議会のブロック毎に構成するブロック協議会が企画する研修会、調査活動、会議等とし、活動費の使途は講師謝金、旅費、借料、損料、会議茶菓代、需要費等とする。

## 3 ブロック協議会活動費の内容

活動費の配分内容は次の合計額による。

- (1) 基本活動配分費
- (2) 施設数割活動配分費

## 4 ブロック協議会活動費配分金額

- (1) 基本活動配分費  
1ブロックにつき、基本活動配分費として50,000円
- (2) 施設数割活動配分費  
1ブロックにつき、前年度1月1日現在における施設数に4,000円を乗じて得た金額とする。

## 5 ブロック協議会活動費の配分時期と配分先

ブロック協議会活動費の配分時期は、毎年度の会費収入状況等を勘案して行うものとし、振込先はグループを代表する幹事の報告するところによる。

### 附 則

この要領は、平成12年8月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年6月25日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙)

岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会  
ブロック協議会活動費振込先報告書

ブロック名

ブロック長氏名

印

令和 年度 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会 ブロック協議会活動費の振込先について以下のとおり報告いたします。

金融機関名	(銀行 信金 農協 その他)			(本店・支店)
	預金種目	普通 当座	口座番号	
受取人	口座名義			
	代表者氏名			
	所属施設			
	所在地			
	電話番号			

記載注意

口座名義については、「県社協障がい者福祉協議会〇〇ブロック協議会ブロック長〇〇〇〇」として下さい。

(様式)

令和 年度ブロック協議会活動報告書

ブロック名

ブロック長氏名

印

令和 年度ブロック協議会活動を下記のとおり実施しましたので活動内容を報告いたします。

1 活動内容

活動名		
趣 旨		
期 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
場 所		
内 容		
参加対象と 人数		



## 災害支援基金運営要綱

### (目的)

第1条 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会(以下「障がい協」という。)及び岩手県知的障害者福祉協会(以下「知福協」という。)が締結した災害時相互支援協定(以下「協定」という。)に基づき、被災会員事業所・施設(以下「被災会員施設」という。)への支援及び発災に備えた平常時の活動を円滑に行うため、資金支援について定めるものである。

### (災害支援基金の設置)

第2条 災害支援基金は、障がい協と知福協からの拠出によって行うものとし、各団体の会計区分内で管理するものとする。

### (積立目標額と積立方法)

第3条 災害支援基金は、常時7,000,000円の金額の積み立てを目標とする。

2 積み立ては、各団体から下記のとおり拠出するものとし、本要綱を定めてから10年間で積み立てることを目標とする。

団体	拠出額
岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	4,000,000円
岩手県知的障害者福祉協会	3,000,000円
合計	7,000,000円

### (基金の支出)

第4条 基金から支出することができる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 協定に基づき、被災会員施設又は避難者を受け入れた会員施設・事業所へ職員派遣を行った場合の経費とし、支給基準は別に定める。
- (2) 障がい協及び知福協において、災害に備えた備蓄物資を購入する際の経費とし、災害時備蓄品購入計画は別に定める。

### (附則)

1 本要綱は、令和3年4月28日から発効する。



## 災害時相互支援協定に基づく職員派遣に係る経費支給基準

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会（以下「障がい協」という。）及び岩手県知的障害者福祉協会（以下「知福協」という。）が締結した災害時相互支援協定（以下「協定」という。）に基づき、被災会員施設又は避難者を受け入れた会員施設・事業所へ職員派遣を行った場合の経費を災害支援基金より支給する場合の基準を下記のとおり定める。

### 第1条 支給の対象

協定に基づき、被災会員施設又は避難者を受け入れた会員施設・事業所へ職員派遣を行った際の支援活動が災害救助法による救助費の支弁対象とならない場合、第2条に定める経費を災害支援基金から支給する。

### 第2条 負担経費

災害支援基金から負担する経費は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 交通費 岩手県社会福祉協議会旅費規程に基づき算定された額
- (2) 宿泊費（ホテル等での宿泊が伴う場合） 岩手県社会福祉協議会旅費規程に基づき算定された額
- (3) 車両の使用に係る燃料代 岩手県社会福祉協議会旅費規程に基づき算定された車賃の額
- (4) 日当（現地経費） 岩手県社会福祉協議会旅費規程に基づき算定された額
- (5) 食糧費（1食につき1,000円） ただし、宿泊先で提供される場合は、宿泊費に含まれるものとする。
- (6) 需用費（消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（借り上げ料等）については、それぞれ実費とする。

### 第3条 経費の支払い

前条の費用は、原則として職員を派遣した協力施設・事業所に支払うものとする。

### 第4条 傷害保険

協定に基づき支援活動を行った場合の業務上災害又は通勤災害については、労働者災害補償保険法（昭和27年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用があるものとする。ただし、労災保険が適用されない場合には、以下に掲げる傷害保険により保険給付を行うものとする。

- (1) 死亡保険金 5,000,000円
- (2) 後遺障害補償保険金 障害等級に応じて200,000円～5,000,000円
- (3) 入院保障保険金 1日当たり5,000円（1,200日限度）
- (4) 通院補償保険金 1日当たり3,000円（180日限度）
- (5) 医療費用補償保険金 限度額1,000,000円

（附則）

- 1 本基準は、令和3年4月28日から適用する。



## 災害時備蓄品購入計画

### 1 趣旨

この計画は、岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会(以下「障がい協」という。)及び岩手県知的障害者福祉協会(以下「知福協」という。)が締結した災害時相互支援協定(以下「協定」という。)に基づく被災会員事業所・施設(以下「被災会員施設」という。)への支援及び発災に備えた平常時の活動が円滑に行われるよう定めた災害支援基金運営要綱に基づき災害時備蓄品購入計画を定める。

### 2 備蓄品目

備蓄品目は以下で定めるとおりし、詳細は別紙に定める。

- (1) 食料品
- (2) 応急手当・衛生用品
- (3) 生活用品等

### 3 備蓄品の整備期間

備蓄品は、本計画を定めてから5か年で購入することとする。

### 4 備蓄品の更新

備蓄品が別紙に定める備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に会員施設等に配布するなど有効利用を図る。

### 5 備蓄品の保管場所

備蓄品は、ふれあいランド岩手等に保管することとする。

なお、備蓄品の維持管理に係る経費については、障がい協及び知福協の折半とする。

### 6 備蓄品の購入財源

災害支援基金及び障がい協並びに知福協当予算をもって充てる。



別紙 備蓄品リスト

品名	備蓄数量 (目標数)	年次備蓄数				備考	参考価格	数量	予算目安	
		○年度	○年度	○年度	○年度					
アルファ化米	100	購入数				50袋入り×2箱	17,000	2	34,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
缶パン	120	購入数				24缶入り×5箱	12,000	5	60,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
飲料水	480	購入数				24本入り(500ml)×20箱	3,150	20	63,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
【応急手当・衛生用品】									合計①	157,000

品名	備蓄数量 (目標数)	年次備蓄数				備考	参考価格	数量	予算目安	
		○年度	○年度	○年度	○年度					
体温計	30	購入数					900	30	27,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
脱脂綿	50	購入数				100g×50/パック	380	50	19,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
絆創膏	5,000	購入数				100枚入り×50/パック	380	50	19,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
綿棒	2,000	購入数				400本入り×50/パック	850	25	21,250	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
包帯	500	購入数				10巻×50/パック	1,200	50	60,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
三角巾	50	購入数					500	50	25,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
使い捨てマスク	2,500	購入数					600	50	30,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
消毒液	100	購入数				500ml×100本	1,200	100	120,000	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
使い捨て手袋(塩化ビニール)	5,000	購入数				100枚入り×50箱	950	50	47,500	
		使用数								
		現有備蓄数	0							
【生活用品等】									合計②	368,750

品名	備蓄数量 (目標数)	年次備蓄数				備考	参考価格	数量	予算目安
		○年度	○年度	○年度	○年度				
生理用品	1,000	購入数				20枚入り×50/パック	200	50	10,000
		使用数							
		現有備蓄数	0						
大人用紙オムツ(Sサイズ)	300	購入数				30枚入り×10/パック ※ハンズタイプ、チーフタイプ各5	2,000	10	20,000
		使用数							
		現有備蓄数	0						

品名	備蓄数量 (目標数)	年次備蓄数						備考	参考価格	数量	予算目安
		購入数	使用数	現有備蓄数	○年度	○年度	○年度				
大人用紙オムツ(Mサイズ)	300	購入数			0			30枚入り×10/パック ※ハンツタイプ、テープタイプ各5	2,000	10	20,000
		使用数									
		現有備蓄数									
大人用紙オムツ(Lサイズ)	300	購入数			0			30枚入り×10/パック ※ハンツタイプ、テープタイプ各5	2,000	10	20,000
		使用数									
		現有備蓄数									
大人用紙オムツ(LLサイズ)	300	購入数			0			30枚入り×10/パック ※ハンツタイプ、テープタイプ各5	2,000	10	20,000
		使用数									
		現有備蓄数									
トイレットペーパー	240	購入数			0			48ロール×5箱	4,700	5	23,500
		使用数									
		現有備蓄数									
タオル(布)	120	購入数			0			30枚入り×4/パック	2,100	4	8,400
		使用数									
		現有備蓄数									
バスタオル	50	購入数			0				1,000	50	50,000
		使用数									
		現有備蓄数									
雑巾	100	購入数			0			10枚入り×10/パック	560	10	5,600
		使用数									
		現有備蓄数									
軍手	120	購入数			0			12双×10/パック	290	10	2,900
		使用数									
		現有備蓄数									
毛布	50	購入数			0			備蓄用毛布	5,700	50	285,000
		使用数									
		現有備蓄数									
紙皿	1,000	購入数			0			10枚入り×100/パック	130	100	13,000
		使用数									
		現有備蓄数									
紙小鉢	1,000	購入数			0			50枚入り×20/パック	400	20	8,000
		使用数									
		現有備蓄数									
割箸	1,000	購入数			0			100膳入り×10/パック	350	10	3,500
		使用数									
		現有備蓄数									
使い捨てカイロ	500	購入数			0			10枚入り×50箱	400	50	20,000
		使用数									
		現有備蓄数									
携帯電話(スマホ)用充電器	30	購入数			0				3,000	30	90,000
		使用数									
		現有備蓄数									
ガムテープ	90	購入数			0			30巻入り×3箱	9,300	3	27,900
		使用数									
		現有備蓄数									
ポリ袋	1,000	購入数			0			100枚入り×10/パック	940	10	9,400
		使用数									
		現有備蓄数									
ブルーシート	50	購入数			0				1,750	50	87,500
		使用数									
		現有備蓄数									
								合計③			724,700

総合計(①+②+③)	1,250,450
------------	-----------





## 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 第5次中期ビジョン

### 岩手県社協 障がい者福祉協議会の理念

岩手県社協・障がい者福祉協議会は、会員施設・事業所の障がい福祉サービスの円滑な運営と提供を支援し、共に生きる豊かな福祉共生社会の実現を目指します。

### 岩手県社協 障がい者福祉協議会の基本方針

子どもから学童、成人、老年期まで、障がい者のライフステージに沿った視点をもち、活動の基本方針を次のとおりとする。

- ★ 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動
- ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援
- ★ 会員施設・事業所の職員の資質向上のための支援
- ★ 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

### 実施期間

令和5年度～令和7年度

### 現状課題と取組

#### ★ 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動

##### 【現状課題】

現行の障害福祉施策においては、「障害福祉サービス等報酬改定」や「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し」、また、状況に応じて種々の施策が実施され、我々事業者は、その変遷に伴い新たな体制のもと、その福祉事業を展開している。

しかしながら、国の提示している施策は、必ずしも、全国各地域の状況のすべてに合致するものではないことから、地域のニーズ及び地域の実情を訴えていく活動は、継続的に展開していく必要がある。

地域のニーズは、そこに暮らす障がい者のニーズであり、我々障がい福祉事業者は、その代弁者として、当事者、事業者及び地域福祉ニーズの実情を訴えていく必要がある。

##### 【取組】

- ◆ 団体の活動や調査研究事業等の実施により明確となった会員施設・事業所が抱える課題や問題等について、国や県に対し、要望・提言活動を実施していく。また、必要に応じ、各種アンケート調査等を実施し、その課題の把握に努め、タイムリーな活動に努める。特に、岩手県との意見交換の継続実施、また、全国組織等を通じた国への働きかけを積極的に行う。
  - ・ 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換会
  - ・ 県主催の各種会議、委員会を通じた要望、提言活動
  - ・ 全国社会就労センター協議会を通じた要望、提言活動
  - ・ 調査研究委員会での調査報告書による要望、提言活動

- ・ 各種制度に対する意見表明（障害福祉サービス等報酬改定・障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し・障がい福祉計画等）
- ・ 緊急の事態に対する要望活動（各種感染症・社会情勢の変化・施設、事業所において急を要する要望等）
- ・ その他、会員施設、事業者からの要望・意見への対応等

## ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援

### 【現状課題】

平成30年度の報酬改定において、就労系福祉サービスは、平均労働時間や平均工賃額、定着率等といったエビデンスによる報酬体系となり、それによって、より一層の成果主義・能力主義的評価基準となった。これは、一般社会の企業性に準じる考え方である。これについて、各団体は強くその是正を求めたが、厚生労働省は、この指標がベストなものとは考えてはいないものの、これに代わる説得力のある新たな指標を示してもらわない限り、現行の指標を代えることはない考えである。それは、そもそも障害福祉事業の原資は国民の税金であり、それ故、国民が納得する明確な基準によりその報酬は決定されるべきとの考え方によるものである。

しかしながら、障がい者就労は、単に工賃取得だけがその目的ではない。重度でありながら、働く意思を有し、それにより生きがいを感じたり、生活の喜びを感じたりと、障がい者の就労には、そのような側面も存在する。しかし、そのような重度者の場合は、必然的にサービス量は増大するが、現行の基準では、それに対する評価がされていない。

また、一方の考え方として、ならば、就労系サービスを生活系サービスに包括しても良いのではないかとの声も時折、聞こえてくる。近年、生活の場は、GHから一人暮らし、就労は一般就労、といった地域共生社会の風潮が強く見られるようになってきた。対応できる障がい者にとっては悪い話ではないが、そのような暮らしが困難な障がい者が置き去りにされるようなことは絶対にあってはならないことである。

そのために、我々障がい福祉事業者は、障がい者がその人らしく安心して働けること、また、社会のなかで一定の工賃を確保し、その一員として暮らしていくことを支援していく必要がある。

### 【取組】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症や紛争による物価の高騰、原油高、円安の影響等により、施設・事業所は、その販売の場を失い、かつ、原料の高騰で値上げをするか、収益率を下げるかの選択を余儀なくされている。このようなときだからこそ、販売の場を創ることが求められる。令和元年度まで開催していたナイスハートバザールは、その役目を終えたと総括されたところであり、今後は、新たな目標をもって、withコロナに対応した新たな取組形態を検討していく。

また、働く障がい者の交流の場の創設、地域生活に資する各種研修会の開催等を実施する。

・ 販売会売上目標

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
売上目標額	600,000円	700,000円	800,000円

- ◆ これまで、障がい者の交流の場は、体験発表、懇談会、技術発表会等の開催であったが、参加者は減少傾向にあった。今後は、視点を変え、障がい者が集い交流をして楽しむことに力点を置き、ゲーム会、ハイキング、バーベキュー、地域の観光資源の散策等、交流会の開催を支援する。

★ 会員施設・事業所の職員の資質向上のための支援

【現状課題】

障がい者の重度化、高齢化、加えて感染症の発生等、また、社会情勢や制度の変革に伴う障がい者ニーズの多様化と、我々に求められるサービス量は、増加の一途を辿っている。そのため、それらに対応し、障がい者福祉の質を高めるためには、支援者たる職員の資質の向上が不可欠である。そのためには、制度の趣旨を理解し、どのような支援が求められているのかを理解した上で、その支援にあたるのが肝要である。また、現状の福祉人材不足、職員育成の必要性を考えると、一施設・事業所の努力では限界があり、単に、事業者側だけの問題ではないことから、今後、この問題については、当協議会においても議論し、行政においても、考えていただくべき大きな課題である。

【取組】

- ◆ 各種研修会を開催することで、会員施設・事業所職員の資質の向上に資する。
- ・ 虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催
  - ・ 精神障がい者支援に関する研修会の開催
  - ・ 職員の資質向上・育成及び人材確保に関する研修会の開催
  - ・ GH世話人研修の開催（ブロックごと）
  - ・ 新しい制度に関する研修会の開催
  - ・ その他必要と思われる研修会の開催

★ 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

【現状課題】

一法人一施設・事業所のように小さな施設は、現状のコロナ・物価高・原油高といった状況においては、職員配置、売上高、工賃支給等、平常時にも増して大変な状況にあることが拝察される。また、現状のように障がい者のニーズが多様化・複合化する傾向にあるなかでは、会員施設・事業所の連携・協力が不可欠である。そのような状況を踏まえ、要望・提言の現状で述べたように、会員施設・事業所が一致団結して現状を訴え、施策としての支援をしていただく必要がある。

そのためには、非会員施設・事業所へ働きかけ、より多くの施設・事業所に会員となっ

てもらおうとともに、会員施設・事業所の声を聴きながら組織力を高めていかなければならない。

**【取組】**

- ◆ 具体的目標値をもって積極的に会員加入の促進を行う。また、そのためには、会員施設・事業所のご協力も賜らねばならない。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標事業所数	5事業所	5事業所	5事業所

- ◆ 自然災害発生時においては、災害時相互支援協定が十分に機能するよう事務局機能の強化と迅速な情報収集及び提供を行う。また、感染症対策については、県の施策と連携しつつ、当協議会としての役割を果たしていく。